

児童相談所と学校現場の連携について — 出向教員の役割を中心として —

関 口 博 久

要約： 児童相談所が複雑多様化した児童の問題に対してこれまで以上に機能を発揮していけるための方策を、仙台市児童相談所の取り組み・歴史を参照しながら、主として学校現場との連携を中心に考察することを目的とする。児童相談所においても総枠での人員増が極めて困難な中で、現実的な方策として、出向教員・関係機関との生きた連携・人事交流の3点を提言する。

見出し語：児童相談所、出向教員、関係機関、人事交流、過員

1. 研究目的

この研究は、保健・医療・福祉の包括化の流れの中で、児童相談所がこれまで以上に機能を発揮していけるための方策を、仙台市児童相談所の取り組みを参照しながら考察することを目的とするものである。

児童相談所は、昭和23年の児童福祉法の施行によって各都道府県に、さらに昭和31年からは各政令指定都市にも設置が義務づけられている、児童福祉の第一線の相談機関である。当初、戦後の浮浪児への対応を一つの目的として設置された児童相談所は、その後時代の流れの中で、心身障害・非行・不登校、そして児童虐待、とその相談のテリトリーを広げて現在に至

っている。しかし、相談の対象が広がってきたが故に、その全ての領域に対して、不十分な対応しかできていないのも現実である。心身障害児の領域でも、精神薄弱児通園施設や肢体不自由児施設・重症心身障害児施設などへの措置権という、他の相談機関にない機能を持っているにもかかわらず、十分な役割を果たしているとは言えないようである。

限られた人員と専門性の確保が困難な状況の中で、児童相談所がより機能を発揮していくためには、関係機関との生きた連携が必須のものとなる。その方策を、仙台市児童相談所のこれまでの取り組みを紹介することで提言に代えたいと思う。

2. 研究方法

約7年間にわたる仙台市児童相談所の歴史を、アンケート等により再検証する中で、全国の通常の児童相談所とはかなり異なる組織構成と職員配置を持つ仙台市児童相談所の特徴を浮き彫りにしたい。

また、児童相談所と関係機関、特に学校現場を含めた教育サイドとの連携のあり方を、これまで仙台市児童相談所に籍をおいた出向教員全員に聞き取り調査をする中で、明らかにしてみたい。

3. 研究結果

児童相談所は平成7年4月1日現在で全国で175ヶ所設置されており、児童虐待を含めた養護相談・触法行為を含めた非行相談・不登校を含めた育成相談・そして心身障害相談と、児童に関しての相当に多様な幅広い相談に関わっている。その機能の性質上、関係する他機関との緊密な連携が期待されていながら、現実的には極めて不十分な状況にあり、児童相談所の閉鎖性を強く批判する声もしばしば耳にする。とりわけ、いじめ・不登校・非行・児童虐待等を巡っては、学校現場や教育委員会を含めた教育サイドと児童相談所の密接な連携は、それらの解決のためには必須のものであると常々指摘されてはきたものの、実際には甚だ不十分な現状にある。

一つの例を挙げてみたい。平成7年1月17日に起こった阪神・淡路大震災の後、一時的ないし恒常的に被災地から全国各地に転出してい

った児童は、ピーク時で2万人を超えたと言われている。遠く離れた仙台の地でも、被災者の転入が、様々な報道媒体によって大きなニュースとして取り上げられ始めた2月上旬に、仙台市児童相談所では教育サイドと連携して、転入児童へのメンタルケアに取り組むことができた。詳細は、別な場で報告したため省略するが、こうした取り組みができた児童相談所は全国では極めて稀であったと聞く。対象となる人数が少数だったことも、こうした取り組みができた理由の一つではあるが、それ以上に強調したいのは、仙台市独自の福祉・教育の緊密な連携の歴史である。

以下、3点について考察したい。

(1). 出向教員の存在

仙台市が、心身障害児者に対する一貫したケアに対応するために、市単独事業として仙台市中心身障害者相談センターを開設したのは、昭和53年のことであった。その目的のために、当時としては珍しく、民生・衛生・教育の3局が共同で準備をしたことから、このセンターには最初から教育局からの出向教員が1ポストを占めることとなった。その教員が、心身障害領域における就学相談・学齢児の相談に力を発揮することとなった。

平成元年度に仙台市が政令指定都市に移行するのに伴い、義務設置である仙台市児童相談所の開設準備にあたり、心身障害者相談センターの18歳未満を対象にした部分との整合性をどうとるか、について様々な議論が生じた。その結果、市民の側の混乱を避けるため、児童相談

所に児童の相談の機能を集中することとし、センターの18歳未満を対象とした機能を一つの係（発達相談係）として児童相談所に持ち込んだのである。当然、その中に出向教員も含まれていた。また、仙台市児童相談所発足の際の教育局との話し合いの中から、もう一つの係（児童相談係）にも教員を出向させることとなった。児童相談係は、非行・不登校などに関わる係であるため、日常的に教育サイドとの連携が必要になる、との判断があつたことだったと聞く。心身障害者相談センターの発足の際に一度取り組んでいたため、やりやすかったという側面もあろう。その後、平成4年度に仙台市児童相談所に一時保護所を併設する際にも、一時保護児童の学習権の確保を目的として、一時保護係にも出向教員を獲得するためにそれらの歴史が役立つこととなった。

結局、現在仙台市児童相談所には出向教員の枠が3名分（発達相談係・児童相談係・一時保護係各1名）あることになる。この枠は、一般行政職を出向教員枠に切り換えた形のため、総枠での職員の増員には繋がっていないが、学校現場とのパイプ役としての存在価値は極めて大きなものがある。7年間の仙台市児童相談所の歴史の中で7名の教員が籍を置いている。その動向を以下に紹介してみよう。

- ①. Y. A. 中学校教諭⇒教育局指導課指導主事⇒児童相談所児童相談係主査（平成1～3）
⇒中学校教頭⇒市民局青少年指導センター所長
- ②. H. K. 養護学校教諭⇒民生局心身障害者相談センター主査⇒児童相談所発達相談係係長（平成1～3）⇒県特殊教育センター指導主事

⇒中学校教頭

- ③. M. F. 中学校教諭⇒児童相談所児童相談係主査（平成3～6）⇒中学校教頭
- ④. T. S. 小学校教諭⇒児童相談所発達相談係主査（平成3～6）⇒小学校教頭
- ⑤. Y. O. 中学校教諭⇒児童相談所一時保護係主任（平成4～5）⇒同主査（平成5～6）
⇒児童相談所児童相談係主査（平成6～）
- ⑥. T. M. 小学校教諭（特殊学級）⇒児童相談所発達相談係主査（平成6～）
- ⑦. K. T. 中学校教諭⇒児童相談所一時保護係主任（平成6～7）⇒同主査（平成7～）

(2). 関係機関との生きた連携

平成元年度に仙台市児童相談所が発足して間もなく、仙台市役所内で児童の相談に関わる3つの機関が定例的に会合を持つことになった。教育局指導課と市民局青少年指導センターとわれわれ児童相談所である。青少年対策3機関合同会議と名付けられたその会議は、その後教育局教育センターを仲間に加え、現在は青少年対策4機関合同会議（略称4機関）として存続している。また、障害児の領域に関わる3つの機関（教育局指導課・教育局教育センター・民生局児童相談所）も心身障害児教育相談連絡会（略称3機関）として定例的に集まって情報交換をしている。

この2つの会が、通常ありがちな形式的なものに陥っておらず生きた連携の場になっているのは、いくつかの要因がある。どうしても必要だと言う、現場からの声を反映して自然発生的に作られたものであること、年間4～6回の

会議を開いていること、仙台市内3ブロックに分かれている中学校生徒指導主事連絡会の年数回の会合に4機関のメンバーが参加していること、などである。とりわけ重要なことは、4機関（ないし3機関）それぞれに出向教員がいる、ということであろう。(1)に触れたように、児童相談所への出向教員は平成元年度に実現しているが、同じ年に、市民局青少年指導センターへの出向教員も実現している。指導課・教育センターは言うまでもないことであろう。4機関それぞれに教員がいることによって、本当の意味での連携ができやすくなっているのである。阪神・淡路大震災の後の転入児童に対するケアも、こうした体制を土台にして、当初から指導課と児童相談所が互いに役割分担をしながら、可能になったのである。また、4機関が土台になって、仙台市の不登校対策（適応指導教室の設置・学校における登校拒否担当者制度の新設・登校拒否問題対策推進協力校など）が進展してきたことも見逃せない。3機関においても、長期入院児童の教育権について議論が進んでいる。

(3) 人事交流の検証

児童相談所が専門性を確保することの必要性は、これまでも常々指摘されてきているが、未だに極めて不十分な状態である。ようやくできた社会福祉士制度も、今のところ自治体職員採用とは必ずしもリンクしていない。かといって、全国の児童相談所の職員が大幅に増えていくとは到底思われず、結局量的にも質的にも甚だ不満足なスタッフ体制で、児童虐待を含めて相

当に複雑な相談に対応していかなければならないということが、児童相談所の抱える大きな課題である。

学校現場という限られた場ではあるが、特殊教育や生徒指導に携わることによって得た知識やノウハウは、福祉の現場にとっては大変貴重なものである。そのメリット・デメリット・今後の課題について検討してみたい。

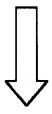
まずメリットについては、3点を指摘したいと思う。教育・民生・市民3局の中で生きた連携ができること、出向教員が学校現場に戻って相談現場のノウハウをもちかえることによって更に連携が強化されること、出向教員の存在によって相談現場の活性化に繋がること、である。デメリットは、出向扱いとなる際に一旦教員の身分を解かれて行政職として辞令をもらうため給与表の切り替わりによって給与が下がる点である。通常は超過勤務手当があるため結果的には大きな増減はないが、ボーナスには甚大な影響がでる、と複数の職員から指摘があった。その点も含めて、全国的な制度に繋げていくためには、国レベルでの何らかの援助・補助が必要であろう。また、民生サイドから教育現場への人事交流（スクールカウンセラー制度などを利用しての）も検討の余地があろう。

熊本県では、教育庁と併任の形で児童相談所に教員がおり、不登校対策を中心として業務に当たっていると聞く。また、千葉市児童相談所と広島市児童相談所では、それぞれ一時保護所に教員を配置している。全国的にはまだまだ少数の取り組みながら、その成果は着実に上がっ

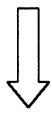
ている。限られた人員で業務をこなしながら、その上更に保健・医療・福祉の包括化の流れの中で他機関とのスムーズな連携がこれまで以上に求められてくる児童相談所において、50年になろうとする歴史に縛られず、従来の枠にとられない新しい発想での取り組みが、今ほど要請されている時代はない。

一方、教育現場では、児童の減少に伴って、教員余り、いわゆる「過員」の問題が取り沙汰されている。学級の人数の適正規模や複数担任制の議論はここでは置いておくが、優秀な人材確保のための枠を、人事交流という形で持つことのメリットが、ここにもあるような気がするのだが――。

もちろん、新しい取り組み・制度を取り入れることへの抵抗・壁があることも充分承知している。各自治体によって抱える課題も様々であろう。より柔軟な手法を検討する必要もあろう。それは今後の課題として、現状を少しでも変えていくための、関係機関との連携を「絵に描いた餅」「形式的なもの」に終わらせないための、仙台市児童相談所のささやかな取り組みを紹介することで、提言とさせていただく。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約： 児童相談所が複雑多様化した児童の問題に対してこれまで以上に機能を発揮して
いけるための方策を、仙台市児童相談所の取り組み・歴史を参照しながら、主として学校
現場との連携を中心に考察することを目的とする。児童相談所においても総枠での人
員増が極めて困難な中で、現実的な方策として、出向教員・関係機関との生きた連携・人
事交流の3点を提言する。